

# 埼玉版「ハローワーク特区提案」の概要

## 提案の内容

- ハローワークを県に移管し、国が実施している職業紹介等サービスと県の実施するサービスを一体化し、「相談から就労まで一貫したサービス」を県が一元的に提供することにより、利用者の利便性を高める。

## 具体的な事業展開

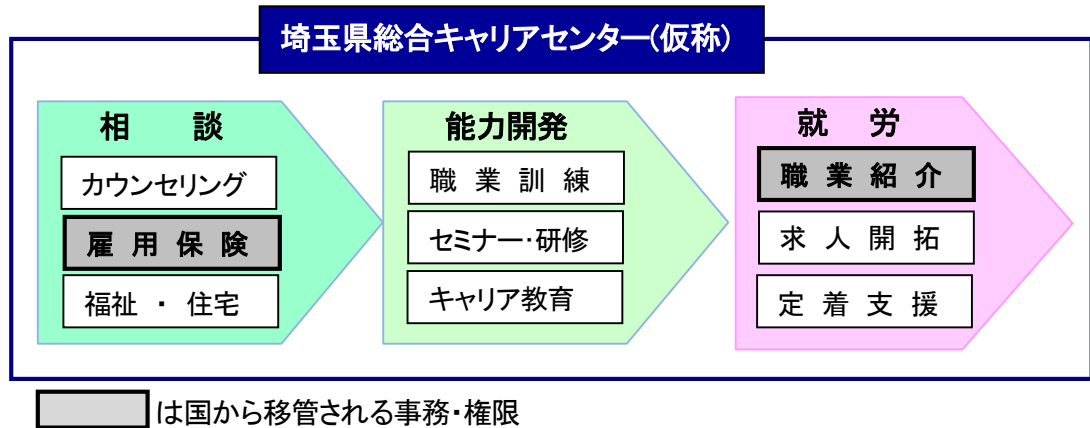
### 【県によるハローワークの試行的運営】

県内のハローワーク1か所(\*)を県に移管し、県の指揮監督下でハローワークを実際に運営することにより、地方移管のメリットや課題を検証。(当該ハローワークで現在行われている職業紹介等に加えて福祉・住宅相談等のサービスを一体的に提供し、利用者の利便性を向上)。

### 【県就業支援拠点における一体的サービス展開】

本県では男女共同参画センター(さいたま新都心)で若者、女性、中高年など対象別の就業支援拠点の集約化を進めている。これらの就業支援拠点で実施しているカウンセリング等の就労支援サービスと県に移管されたハローワークの職業紹介等サービスを一体化し、「相談から就労まで一貫したサービス」を提供する。

将来的にはキャリア教育や障害者雇用サポート機能等も備えた「総合キャリアセンター(仮称)」として整備するとともに、県内各地(市町村等)にサテライトを設置する。



\* 移管するハローワークはさいたま新都心を所管区域とし、県庁にも近接する「ハローワーク浦和」を想定。

## 地方への試行的移管による効果

- 住民に身近な総合行政主体である県が「就労相談、住宅・福祉相談、職業訓練、職業紹介」等のサービスを一元的に実施することにより、相談者一人ひとりの状況に応じたきめ細かなトータルサポートが実現する。
- 人員配置も含む事務・権限を県に全て県に一元化することにより、県庁内他部門の職員への応援配置など柔軟な人員配置が可能になる。
- アクション・プランでは地方への権限移譲に向けてハローワーク提案の成果と課題を検証しているが、県が運営するハローワークと国直営のものを比較・検証することにより、地方移管の成果や課題が明らかになり、出先機関原則廃止の第一歩となる。

## (参考) 総合キャリアセンターの展開イメージ

- 県の就労・生活支援機能とハローワークの機能を一体化した総合キャリアセンター(仮称)を設置し、求職者へのきめ細かなサポートを一体的に提供。
- さらに希望する市町村や職業訓練機関等に求人端末を設置し、センターのサテライト機能を持たせる。(当面はセンターの「巡回サービス」で機能を補完しつつ、順次サテライト拠点を拡大。)



## 必要となる特例措置の内容

### 1. ハローワークで実施している事務・権限の移管

- ・ 現在ハローワークで実施している事務の移管  
(職業紹介、職業訓練受講指示、求人受理、事業主指導、雇用保険、雇用情報収集・分析等)
- ・ 上記事務の実施に必要な財源・人員・設備等の措置(移管)

### 2. 国の職員を県に派遣する新たな制度の創設

- ・ ハローワークの職員を国家公務員の身分を保持したまま県に派遣(県職員として任用)する制度の創設。  
(身分の併有を認めることにより、国の身分喪失に対する心理的抵抗感を軽減し、県職員として任用の円滑化を図る。)

## 全面移管に向けたステップ

**STEP 1** 「ハローワーク浦和」を特区により県に移管し、3年程度試行的な運営を行う。  
(国直営の他のハローワークと比較し、地方移管のメリットや課題を検証。)



**STEP 2** STEP 1の成果や効果を検証し、県内のハローワークすべてを県に移管



**STEP 3** STEP 1・2の成果等を踏まえ、全国のハローワークを一律全面移管

3年後(平成26年度)の全国一律全面移管までの間に、先行移管県において十分な評価・検証が行われるよう、できる限り速やかにSTEP1に着手する。